

令和 8 年開成町議会 6 月定例会議 会議録（第 1 号）

令和 8 年 6 月 1 9 日（金曜日）

○議事日程

令和 8 年 6 月 1 9 日（金） 午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1 ・会議録署名議員の指名

日程第 2 ・陳情第 1 号 豊かな学びの実現にむけた教職員定数改善及び教育
予算増額をはかるための 2027 年度政府予算に係る
意見書採択の陳情

日程第 3 ・一般質問 （2 人、2 項目）

日程第 4 ・諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について

日程第 5 ・議案第 3 1 号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す
る条例を制定することについて

日程第 6 ・議案第 3 2 号 開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するこ
とについて

日程第 7 ・議案第 3 3 号 開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定する
ことについて

日程第 8 ・議案第 3 4 号 財産の取得について（令和 8 年度開成町グリーンリ
サイクルセンター周辺事業用地等取得事業）

日程第 9 ・議案第 3 5 号 財産の取得について（令和 8 年度開成町立学校校務・
教務一元化端末等整備事業）

日程第 1 0 ・議案第 3 6 号 令和 8 年度開成町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 1 ・議案第 3 7 号 令和 8 年度開成町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 2 ・報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 1 3 ・報告第 3 号 繰越計算書の報告について

日程第 1 4 ・報告第 4 号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条
例の一部を改正する条例を制定することについて）

日程第 1 5 ・報告第 5 号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改
正する条例を制定することについて）

日程第 1 6 ・報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めるこ
とについて）

日程第 1 7 ・報告第 7 号 開成町土地開発公社の経営状況について

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１２名）

1 番	清 水 友 紀	2 番	吉 田 敏 郎
3 番	石 田 史 行	4 番	井 上 慎 司
5 番	武 井 正 広	6 番	前 田 せ っ よ
7 番	今 西 景 子	8 番	寺 野 圭 一 郎
9 番	佐 々 木 昇	10 番	山 下 純 夫
11 番	星 野 洋 一	12 番	山 本 研 一

○説明のため出席した者

町	長	山 神 裕 副	町	長	石 井 護
教 育	長	石 塚 智 久	参 事 (兼)	山 口 哲 也	
参 事 (兼)			総 務 課 長		
地 域 防 災 課 長	小 玉 直 樹	参 事 (兼)	中 戸 川 進 二		
		福 祉 介 護 課 長			
企 画 政 策 課 長	大 石 卓 哉	財 務 課 長	高 島 大 明		
税 務 窓 口 課 長	遠 藤 直 紀	環 境 課 長	井 上 昇		
保 険 健 康 課 長	土 井 直 美	こ ど も 課 長	奥 津 亮 一		
都 市 計 画 課 長	柏 木 克 紀	区 画 整 理 担 当 課 長	川 崎 雄 右		
都 市 整 備 課 長	高 橋 清 一	会 計 管 理 者	石 井 直 樹		
		(兼) 出 納 室 長			
参 事 (兼)		生 涯 学 習 課 長	田 代 孝 和		
学 校 教 育 課 長	岩 本 浩 二				

○議会事務局

事 務 局 長	中 村 睦 書	記 佐 藤 久 子
---------	---------	-----------

○議長（山本研一）

皆さんおはようございます。

開会前ですが、議場内の皆様に周知させていただきます。本日、議場内に町の花である、アジサイを飾らせていただいております。このアジサイは、下延沢の山本靖様より、借り受けたものであります。

皆様に周知させていただくとともに、山本靖様の御厚意に感謝申し上げます。

改めましておはようございます。

これより令和８年開成町議会６月定例会議を開会いたします。ただいまの出席議員は１２名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

午前９時００分 開議

○議長（山本研一）

６月定例会議の議事日程案につきましては、お手元に送付のとおり、去る６月１１日に開催されました、議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、６月定例会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。直ちに日程に入ります。

日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第１２２条の規定により、議長において、９番、佐々木昇議員、１０番、山下純夫議員の両名を指名します。

日程第２ 陳情第１号 豊かな学びの実現に向けた教職員定数改善及び教育予算増額を図るための２０２７年度政府予算に係る意見書採択の陳情を議題とします。

陳情文書表を議会事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（中村 睦）

では、陳情文書表を朗読いたします。

陳情第１号、受理番号、第１号、受理年月日、令和８年５月１５日。

件名、豊かな学びの実現に向けた教職員定数改善及び教育予算増額を図るための２０２７年度政府予算に係る意見書採択の陳情。

陳情者の住所、小田原市扇町五丁目１７番１２。

陳情者の氏名、西湘地区教職員組合執行委員長、上野山元喜。

陳情の要旨、別紙のとおり。付託委員会、常任委員会、付託年月日、令和年月日。

以上です。

○議長（山本研一）

お諮りします。陳情第１号を所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、陳情第1号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第3 一般質問を行います。質問の順序は、通告順に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順で行います。

また、明後日、6月21日の日曜議会においても、一般質問を行うこととしておりますので、本日の持ち時間は1人当たり30分といたします。

それでは一般質問に入りますが、質問、答弁は、簡潔にお願いします。

10番、山下純夫議員、どうぞ。

○10番（山下純夫）

おはようございます。通告に従いまして質問いたします。

高齢者の健康をサポートする町の体制を問う。

本年3月に公表された「開成町福祉コミュニティプラン」によれば、令和7年時点での本町の高齢化率は26.8%であり、県西地区平均33.5%よりかなり低いものの、神奈川県の平均値26.0%を上回っています。

こうした状況を背景に、令和3年から令和7年までの介護サービス諸費は年率平均6.38%の高い水準で増加しています。

同様に、後期高齢者の1人当たりの医療費は県の平均を上回り、最も低い自治体よりも年間約22万円も高くなっています。

「開成町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、これは令和7年3月改訂版ですが、によれば、増加し続ける高齢化率は2040年には30%を超えると推計され、増加する高齢者にかかる介護保険・後期高齢者保険等にかかる高額な医療費の抑制は喫緊の課題です。

しかし、住民の健康維持と医療費の抑制に貢献する後期高齢者健診の受診率は長らく県内ワーストであり、現在も下から2番目という状況です。

そこで、次の項目について町の考えを問います。

1、後期高齢者の健診受診率向上策は。

2、町民の健康寿命延伸策及び人生の終末期を自分らしく迎えるためのアドバンス・ケア・プランニング普及促進策と現状は。

3、それらの実行する職員の体制強化の見込みは。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。山下議員の御質問、高齢者の健康をサポートする町の体制を問う、についてお答えいたします。

我が国では、2010年に高齢化率が23%を超え、超高齢社会に突入しました。本町においても、2010年の国勢調査において、高齢化率が21.5%となり、「超高齢社会」に突入していますが、その後も、高齢者の割合は上昇し、昨年1月1日時点で26.8%と急速に高齢化が進行しています。

また、昨年1月1日時点の神奈川県の高齢化率が26%であることから、県平均よりも高齢化が進んでいる状況にあります。

このような超高齢社会において、本町では、健康増進計画において、健康づくり分野の目標を「健康寿命の延伸」と定め、特に「高齢期」においては、「フレイルの予防」に重点を置いて施策を展開しています。

本町の健康寿命は、男女ともに国平均、県平均よりも長くなっており、要介護認定率は県平均よりも低くなっています。

介護保険事業特別会計の介護サービス諸費は、令和6年度決算額が約12億3,500万円、令和7年度決算見込額が約12億8,700万円となっており、年4.2%の伸びとなっています。

最近の傾向として、認定介護認定者数は横ばいですが、高齢化の進行によって、介護度が高くなる認定者が増加しており、介護保険サービスの利用頻度や費用負担が増大していることが主な要因と考えられます。

後期高齢者医療費の1人当たりの医療費は、令和6年度には91万7,448円となっており、県平均並みの水準ではあるものの、町村の中では高水準となっています。

なお、医療費には、医療機関への地理的アクセスの良否が反映されること。透析などの高額な医療を受けた被保険者の有無や、増減によって、医療費の平均値が大きく振れることになるなど、考慮する必要があることを申し添えます。

また、議員御指摘のとおり、本町の令和6年度後期高齢者健康診査の受診率は18.61%で、県平均の28.12%を大きく下回り、県内ワースト2となっています。

受診率が低い要因としては、「日常的に病院へ通っているので健診は不要」と判断する方が多いことなどが考えられます。

それでは1つ目の御質問、後期高齢者の健診受診率向上策は、についてお答えいたします。

高齢化の進行に伴い、生活習慣病の有病者の増加が見込まれることから、生活習慣の見直しのきっかけとなるよう、疾患の早期発見、早期治療につながる各種検診の受診を促進し、受診率の向上を図ることが健康寿命の延伸、さらには医療費の抑制において重要であると考えています。

特に本町においては、後期高齢者健康診査の受診率が低い状況にあることから、受診率の向上は喫緊の課題と捉えています。

このような認識の下、健康診査の受診率の向上を図るため、令和7年度から健康診査とがん検診の受診券の一体化、集団健診の試験的導入、集団健診とがん検診の

同時実施など、健康診査の受診者の利便性の向上に取り組んでおります。

2つ目の御質問、町民の健康寿命延伸策及び人生の終末期を自分らしく迎えるためのアドバンス・ケア・プランニング普及促進策と現状は、についてお答えいたします。

アドバンス・ケア・プランニングとは、頭文字を取ってACPとも言われており、なじみやすい言葉となるように、「人生会議」という愛称を厚生労働省が名づけています。この内容は、もしものときのために御自身が望む医療や、ケアについてあらかじめ考え、御家族や関係者などと話し合い、共有しておく取組のことを言います。

これは1990年代にアメリカを中心に、本人の望む形の治療を求める声が高まったことがきっかけとなっており、日本では厚生労働省が中心となり、啓発が進められております。

本町では、これまでも広報紙での啓発を行ったほか、そのきっかけづくりの1つとして、周辺自治体と連携し、人生の記録や医療・介護・葬儀・財産など、「もしもの時」に備えた情報や希望を記録しておくエンディングノートを作成し、希望者に配布しています。

また、足柄上地区1市5町で委託運営する「足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター」を通じて、人生会議に関する研修会や映画作品の上映会などが実施されました。

さらに、令和7年度には、包括的支援事業の一環として、町内医療機関と高齢者等を支える地域づくりに関する連携協定を締結し、医療的な見地からもその普及を図っていく予定としております。

これらの人生会議の取組は、あくまでも個人の主体的な行いによるものであることに配慮しながらも、もしものときに備えた意思決定の重要性について啓発を進めてまいります。

3点目の御質問、それらの実行する職員の体制強化の見込みは、についてお答えいたします。

保健福祉施策に係る行政の役割は、その重要性を増しており、本町においては、保健福祉分野への人員配置、特に専門職を関係課に適宜配置している状況です。

第六次開成町総合計画前期基本計画においても、町民のニーズの多様化や高齢化の進行により、重要性が増す専門性の高い相談業務に対して、十分な機能が発揮できるよう、福祉職等の専門職の確保に努めることとしており、実際に社会福祉士、精神保健福祉士などの福祉職や保健師の採用を強化しています。

福祉職や保健師の配置人数も、他自治体と比べて多い状況となっています。

今後も社会情勢を見極めながら、職員の体制強化を図ってまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。答弁の中で、今後いろいろこの啓発を、受診率を高めることはやっていかななくてはいけないということは、答弁いただいたので、ここは共通認識だという思いの下で、これから再質問をさせていただきます。

まず現状を改めて確認をしたいと思います。

町長の答弁の中で開成町現在ワースト2に、後期高齢者の受診率でありました。

やっと令和5年からワースト2位になったのですが、平成28年から追いかけますと、それまでずっと2位ではなくてワーストだったのです。受診率の高いところと比べると、壇上での質問でも申し上げましたように、1人当たりの医療費が、開成町、これは町長の答弁だと91万7,448円とかとなっていた。こちらは実質医療費で見えていますので110円ぐらい違いがありますけども、大勢に影響ないかと思います。このぐらいの金額。受診率の高いところ、受診率ずっと1とか、2の清川村だと1人当たり68万円ということで、相当やはり違いがあるなど。何とかワースト2位まで来たのですが、この2市8町の中においては、相変わらず受診率が低いというようなことが現状としてあります。

もう一点、今回これを問題にするのは、実は74歳までのいわゆる国保の方たちの健康診断の受診率は、上から2番目です。開成町。なのに、75歳になった途端にということもないのでしょうか、高齢者になると一気にビリから2番目になってしまう。この辺のところが、どういう影響を及ぼしているかなというところもあって、少し質問を重ねてまいります。

ではまず、この75歳を境とした受診率の激変の要因、これをどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは議員の御質問にお答えいたします。まず、受診率の関係ですけれども、特定健診は、国民健康保険の対象の健診になっていますので、分母がまず国保の対象者であるということで、75歳以上の後期高齢者は住民全員というところで、まず分母が違うというところで下がってくるというのがあります。

その中でも年齢で見たところ、74歳から76歳を比べて、それほど実は受診率は下がっていないことが分かりました。

ところが70歳代までは受診しているのですけれども、80歳ぐらいになると、だんだん下がってくるというところで、医療機関に通う人が増えてきたのかなというところが見えます。事実、答弁の中でも申し上げましたとおり、開成町は平たん
で病院に通いやすいというところもあり、医療機関に通っている方が多いということからも見えてくるのかなと考えております。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

病院にふだん行って、悪いところは分かっているから、健診を受けなくていいだろうというようなお考えなのかなということだと思うのですが、ただ、これがやはり町にとって、マイナスな部分もありまして、少し遡りますが、これは令和3年3月5日の議事録から拾いました。

総合窓口課長が、これは3月ですから予算について説明されているところだと思います。第4節衛生費、雑入、説明欄、後期高齢者低栄養防止事業補助金、369万円の減額ですと記録されています。要するに370万円ぐらい前年度より下がっているのですが、その理由として、後期高齢者、広域連合からの補助金で、本事業の補助基準を満たさないことによる減額分と説明がございます。要するにある一定のハードルをクリアしないと、もらえるものがもらえていないということがありますので、これはちょっともったいないかなと思いますが、それで今回も取り上げたのですけども、同様にこの受診率が低いことで、もらい損ねている補助金等が現在ありますでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

後期高齢者の受診率が低いことによって、補助金等に影響があるというところは今のところはないというのが現状です。令和8年度からは、受診率ではなく、受診した人数掛ける幾らというような形で補助が下りてきているというのが現状でございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。令和8年度からは、人数掛ける金額と御答弁いただきましたが、それまでは受診率にかかっていました。

平均にいかないところは、情け深いというか、前年度の各全町村の平均値を掛け合わせた数字でいただけていたということで、平均ぐらいはもらえていたのですが、これが平均を超えていたら、プラスのインセンティブがあったものを、もらえていなかったという事実はあるのかなと思います。

財政的な問題以外に、第9期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の49ページには、健診医療、介護データの分析活用を行いと、今後のプランニングが書いてあります。健診はその端緒でもあるので、御答弁にもあったとおり、受診率の向上は喫緊の課題だと思いますが、具体的な受診率をアップさせる策、今考えられているものがあれば、お示ししたいしたいと思います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

受診率向上策というところで、令和6年度からですか。受診券をはがきサイズに

変えて、見やすい受診券にしたというところで高齢者に配っている。今までは封書だったので、見つらなかった部分、開けないと見えなかったというところがありますが、はがきにしたところで見やすくなったというところもあると思います。

それから、これは8年度の試行的なことではあるのですが、高齢者に対しても一部集団健診を実施して、通いやすい体制を整えているというところもあります。

それから今まで基本的な健診とがん検診を別々に行っていたのを一緒にして、同日に行うことで、やはりそれも通いやすいような環境を整えているというようにところがございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

がん検診も同日にやるなど、いろいろ工夫はされているということは分かりました。

高齢者にこれを周知するのをどうするかというのを伺いたいのですが、時間の関係があるので、次行きます。

もう1つ自身で、病院で受けた健康診断とかドックの結果を町に届ければ、それが受診したことになるという制度があると思うのですが、その制度の活用の状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

お答えいたします。事実、健診と同様の項目を受けた方、個人的に受けた健診等の結果を町にお持ちいただければ、それがデータとして活用させていただきますので、それはありがたいこととして、町のほうで受け取ってございます。ただ、一部項目にないものとか、血液検査はしていても、例えば、尿検査はしていないですとか、身長、体重、それから、特定健診ですとおなか周りとかが測っていないとか、そういうのは町のほうで、健診はしなくてはいけないというようにところもございまして、体制が一部整わないと、なかなか大勢の方は難しいかなというのはあるのですが、お持ちいただければ、町としては大変ありがたいなとは思っているところでございます。その策についても、今後検討していくというところは考えてございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

そこを強化するのが早いと思うけども、改善策はと聞こうと思ったのですが、これからやっていきますという御答弁いただいたので、では次に行きたいと思います。

アドバンス・ケア・プランニングについてお尋ねをいたします。

アドバンス・ケア・プランニングは、当初答弁の中でも、普及に関する取組、これまでやってきたこと、それからこれからやることについても触れていただきました。

先ほどと同じく第9期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、これは47ページにこのアドバンス・ケア・プランニングについても、普及・啓発を図りという記述がございますが、実は、私も今年、自治会の中で主催をされて、町内の医療機関の院長から、これに関わるお話を聞かせていただくまで、実はACPということは知りませんでした。なかなかこの町が普及をやっているというのを具体的に実感できていない部分がありますが、これはすみません。ちょっと一般論としては語りにくい部分で、自分の事例で申し上げますと、2年前母が亡くなるときに、入院先の病院の主治医から、いざとなったときの胃ろうとか、生命維持装置について、いや、要らないですと。10分間押し問答がありました。向こうはやはり訴えられたくないもので、そういうふうにおっしゃるので、いや、今入院している母も自分の父親のときにそう言って、生命維持装置も、もうやめてくださいといって、外してもらったりしましたとか、そういう話もやって、そうしたら亡くなった日の4時58分に電話かかってきて、この時間だからそうかなと思ったら、また同じ話を当直の看護師さんとしなければいけなかったのです。

家族が面倒くさいという以上に、やはり病院は訴えられたくないもので、ちょっと過剰とも思える本人の意思もなくなった状態での医療をやろうとする部分があり、それが医療費を無駄にしている部分もありはしないかなと思います。

それを思うと、このACPをしっかり周知させるということは非常に大事だと思うのですが、今年度、具体的に町が主体となって行う、普及・啓発の計画、具体の事例があればお示してください。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。人生会議に関する今年度の具体的な事業ということでございますが、まず先ほど町長答弁でもお話しさせていただいています。足柄上地区在宅医療・介護連携支援センターの事業を通しまして、引き続き啓発の事業、研修等実施していくことが1点。

それから今、議員からもお話がありました。地域の中で具体的なお話を進めていって、御理解を得るような取組を進めていくということをやっていききたいなと思っています。そのために町内の医療機関とも連携協定を締結してございますので、一步一步ですが、そういった啓発をしていきながら進めていききたいなと考えてございます。

ただこの取組につきましては、あくまで御本人の意思と、それから御家族の意思、それらを事前に話し合っておくという取組でございますので、制度上、せねばならないというものではないです。

厚生労働省でも、その辺の御本人の意思、御家族の意思を最大限尊重しながら進めていくことに注意しなさいという留意をさせていただきますので、そういったことに配慮しながら進めていきたいなと考えてございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。確かに個人的なものですけども、それがドライな言い方をすれば、町の医療費負担にも関わってくることなので、しっかりと啓発をしていただけだと思います。

残り5分になりましたので、最後の職員の体制について質問をいたします。

当初答弁の中で福祉職や保健師の配置は、他の団体と比べて多いというようなことも語られましたが、令和5年度全国保健師長会南関東東京ブロック研修会の資料に保健師を取り巻く組織体制という開成町の当時の担当者が語られた資料があります。そこを見ると、保健師は確かに8名いるのですが、子ども・子育て健康課に6名の配置で、福祉介護課、当時1名の配置になっています。これの現状はどういうふうになっていますでしょうか。現状の保健師の総数と、それから各課への配置の状況と、それから正規の職員なのか。会計年度任用職員なのか、その辺り分かったところで御開示いただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それぞれ保健師の数について、私からお答え申し上げます。

こちら再任用や県の交流職員を含めて数となっております。調査時点が、令和7年度末となっておりますことを御承知おきください。

開成町におきましては、保健師が9名、社会福祉士が7名となっております、こども課に6名、福祉介護課に1名、それから保健師です。それから保健健康課に2名となっております。このデータで比較するに、大体どういったところと比較したらいいのかなと思いますと、5町といいましても、いろいろと事情が違いますが、比較的行政規模の似ている大井町であります、これも7年度末のデータですが、保健師が5名、社会福祉士が2名となっておりますので、開成町は比較的人数としては十分な確保ができていると考えてございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。時間がなくなってきたので、飛ばしたいと思いますが、なぜ項目を入れたかという、確かに人数多いのかもしれませんが、やはり現実問題として、一緒にそういう方と共同で働く町民の方から、結構スタッフの皆さんが疲弊しているように見えるというお声を複数いただきます。1人が感じるのは主観です

けど、それがたくさん集まってデータになると客観ですので、職員定員管理計画の数値が妥当なのかどうか、その辺のバリデーションもしっかり取っていただいて、検証いただきたいと思うのですが、有資格者の会計年度職員というのは引く手あまただと思いますので、それをそのまま正規の職員に流用すると、登用すると。総務省のホームページでも、会計年度職員の経験を生かす採用試験等の事例集みたいなのもありますけど、こういうことをやっていく方向性というのはあるのでしょうか。御答弁お願いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それではお答えいたします。実は御指摘のとおり、令和7年度ですけれども、会計年度職員から正規職員1名採用という、こういう形を取っておりまして、経験や実力を伴った方を正職員としてお迎えしているといった実態もございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

残り1分半なので、まとめに入りたいと思いますが、地域紙の調査によると県全体の会計年度職員の比率、全体で29.3%ですけど、開成町も5割を超えている。それから、お隣、南足柄市も5割を超えている。そういう中で、会計年度職員も1年ごとだと少しでも待遇のいいほうに流れないとも限らないので、安定的な雇用というのは、ひとつ働く人の魅力だということもありますので、そうしたことをしっかりと進めていただければと思います。

また、現在いらっしゃるベテランの方も、若手の育成をと頼まれて採用されたものの、現在その若手がいらないというようなこともありますので、その辺りもトータルで見て、保健師等の職務、より遂行しやすいような形で今後、人員の配置計画等々進めていただければと思います。

最後に、健康増進計画は、フレイル予防に重点を置いてとありました。私もそこには関わらせていただいていますので、これからもそこは一生懸命頑張って町に幾らかでも貢献できるような形で進めていきたいと思っています。

ぜひ今日質問したようなところをしっかりと進めていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（山本研一）

これで山下議員の一般質問を終了いたします。

続いて、4番、井上慎司議員、どうぞ。

○4番（井上慎司）

おはようございます。4番、井上慎司です。

持続可能な住宅政策と町営住宅の今後について。

町営住宅3団地のうち1団地は既に解体され、残る2団地についても老朽化が進

む中、今後の方向性が明確に示されておりません。人口減少や少子高齢化の進行に加え、公共施設更新費用の増加に伴う厳しい財政状況を踏まえると、行政が住宅を保有し続けることの必要性について改めて検討する時期に来ていると思います。そこで、残る町営住宅の今後の方針について伺います。

また、住宅支援の在り方については、新たな町営住宅の建設や維持管理に加え、民間賃貸住宅の借り上げや家賃補助制度の活用など、民間ストックを生かした政策への転換も選択肢の1つではないでしょうか。

さらに、子育て世帯や若年層、移住希望者への住宅支援、お試し移住住宅など、定住促進や関係人口創出にもつながる持続可能な住宅政策の可能性について町の考えを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

井上議員の御質問、持続可能な住宅政策と町営住宅の今後についてお答えいたします。

まず、我が国の住宅政策の経緯について御説明いたします。終戦直後、深刻な住宅不足に陥ったことは御案内のとおりですが、その後の復興期と高度経済成長期には、人口の都市集中や世帯の細分化などが進んだことなどにより、住宅需要が日本全体で著しく増大しました。これらを背景に、住宅整備を社会全体で加速させる必要性から公営住宅制度が整備され、国、地方自治体のみならず公社・公団、民間事業などにより住宅整備が図られました。

その後、住宅の量的充足や空き家の増加、人口移動の安定化などの変化を受け、平成18年、住生活基本法が制定されました。住生活基本法の制定により、それまでの住宅の量的確保を優先する方針を転換し住宅政策が見直されました。ストック資源の有効活用や市場機能の活用を図ることを柱に住生活の質の向上を目指す方針となり、現在に至っております。

このような歴史的経緯の中、本町におきましても町制施行前の昭和29年から公営住宅の整備を進め、用途廃止や建て替えなどの経緯を経て、現在は円通寺団地16戸と河原町団地24戸の2つの団地40戸を管理しております。

現在管理している2つの団地の状況について、御説明いたします。本町の公営住宅は、社会環境の変化などを踏まえた国の住宅政策の変化にも沿い、現在は福祉施策と位置づけ管理を行っております。円通寺団地と河原町団地のいずれも昭和50年代の建築物であり、間もなく建築後50年を迎え、相応の老朽化が進んでいる状況にあります。町では、これまで施設の状況に応じ、外壁の塗装工事や屋上の防水工事などの大規模修繕を実施しました。また、給排水の不具合などによる小規模な修繕は、必要性を見極めた上で都度実施し、居住環境の維持に努めております。

施設の安全性の面では、平成8年度、耐震診断を実施し、耐震性に問題がないこ

とが確認されました。また、法令に基づく各種点検等を確実に実施することによって、お住まいの方々の安全確保に努めております。

最後に、今後の方針について御説明いたします。共に令和7年度を計画対象期間の初年度とする第六次開成町総合計画及び第2期開成町公共施設等個別施設計画において、公営住宅の在り方については令和10年度までに検討するとしております。現在、施設の今後の対応方針につきまして庁内ワーキングを立ち上げ、施設の老朽化に伴う公営住宅の在り方について具体的な検討を進めております。具体的な方針が決定するまでの間、引き続き新規入居者の募集は停止し、施設を適切に管理してまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

一定の御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

町営住宅については、これまでも担当課において様々な検討が進められてきたことと思います。また、現在も庁内ワーキンググループで議論が行われているということは理解をいたしました。また、現在、町営住宅にお住まいの皆様の居住の安定は何よりも重要であり、そのことは大前提として質問を続けたいと思います。

私は開成町中部地域に住む議員として、町営住宅の問題を単なる施設管理の問題としてではなく、地域づくりや人口政策の観点から考える必要があると感じています。そこで伺います。町長は今後の住宅政策について、福祉政策としての位置づけだけではなく、人口減少対策や定住促進、地域コミュニティの維持といったまちづくりの視点も含めて考えておられるのか、住宅政策の位置づけについて町長の考えを伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問、ありがとうございます。先ほど答弁させていただいたとおり、現在は福祉施策という位置づけの下、公営住宅は管理しておりますけれども、老朽化などに伴い今後の在り方を、まさに今、相当具体的に検討しておるところですけれども、検討内容としては、まちづくり、移住定住促進という観点も当然踏まえた上で、結論は、結果としてはどうなるか、まだ分かりませんが、そのような視点は持ち合わせながら検討させていただいております。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

移住定住も含め、人口戦略としても重要と考えておられると認識をいたしました。

そこで、改めて伺います。今後の住宅施策において、特に、どのような層を意識して住宅政策を考えていくのか。それが若年層に向けてなのか、子育て世帯なのか、高齢者なのか。福祉だけではない観点の中で、どういったお考えをお持ちなのか、開成町として住宅政策によって支援していきたい対象について伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、あまり議論が混乱しないために整理させていただきますと、公営住宅という1つの施設、並びに、それに伴う様々な課題というものと今後のまちづくり、移住定住促進策、人口施策というものは、一部では非常に関連性は強いものですが、あまり議論が複雑になってもいけませんので、今の御質問は、公営住宅も含め、公営住宅のみではなく、町としてそういった移住定住、人口施策において、どこを重視するかというふうに承った上でお答えしたいと思います。

それは、やはり町の持続可能性を高めるために、子育て世代を中心とした世代というものが、まずもって極めて重要なターゲット層になると考えて様々な検討をしております。また、施策も講じております。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

今回は住宅政策についての質問というところで、今後の住宅政策について、福祉分野だけではなく、どの程度のところまで支援の輪を広げていくのかという町長の現時点でのお考えを伺いたいなと思って質問させていただいております。

私は、特に中部地域の人口基盤の維持をしていくことが重要だと思っております。これまでの既に解体された四ツ角の団地も含めた中で、町の中部地域と呼ばれるところに町営住宅3団地があります。それが全部なくなった中で、それぞれの地域の人口基盤をどう維持していくのか、地域コミュニティーをどう維持していくのかという部分についてのお話を今させていただいております。

そういった中で、町営住宅が集中している中部地域の将来像も踏まえ住宅政策を考えていく必要があると思いますが、町長はその点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、今、なくなったらという表現もありましたけれども、延沢の団地は御案内のとおりで供用停止して解体もしましたけれども、円通寺と河原町につきましては、現在もお住まいになっている方がいらっしゃいますし、今、まさに今後どうするかということちゃんと時間軸も意識しながら検討しておる最中ですので。

老朽化は、確かにしております。それが課題です。とはいえ、供用を停止するというのも、まだ決まっていませんし。仮にそうになったら今後どうするということも併せて検討しているというのが現状ですので、いろいろな憶測を生んでしまったりするのもよろしくないと思いますので、その辺に関しましては現在検討中というふうに御理解いただければと思っております。

公営住宅とは無関係な中で、町全体として中部地域における今後の人口施策とかというものは、それも含めてではあるのですが、総合計画等でもしっかりと計画を定めながら、それぞれのエリアに適した移住定住促進策ということは今後も積極的に図っていきたいなと考えています。

○議長（山本研一）

4 番、井上議員。

○4 番（井上慎司）

今後の住宅施策については現在検討中というところで、最初の御答弁から一貫していただいているところなのですが、私自身が気になっているところは、住宅支援の方法が町営住宅だけなのかということなんです。今後、町営住宅を継続して維持管理をしていくという方針になったとしても、現在、中部地域を含め町内には民間の住宅がかなりありまして、今後、駅前通り線が開通したら、あちらのエリアに新規の賃貸住宅も増えてくるのではないかなと思っております。そうなってくると現在の中部地域では空き部屋も目立ってくるのではないのか、そんな懸念もあります。そういった中で、民間賃貸住宅の借り上げや家賃補助制度など、そういった形の住宅の政策というものは現在考えておられないでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

結論から申しまして、考えているか、考えていないかという部分では考えておりますし、これからも考えていきたいなと考えてございます。

まず、今ある公営住宅について、今後どうするかというのが今現在考えている視点の第1点です。まず、そこをしっかりと整理しないと次の段階に行けないかなというところでございます。その整理に当たりましては、公営住宅がもともと果たしてございます福祉的機能、その機能としての維持をどうするかというところで幅広に検討を進めていく必要があるのかなと思っております。幅広の検討の中には、今、議員がおっしゃられたようなことも加味しながら検討を進めていく必要があると考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4 番、井上議員。

○4 番（井上慎司）

人口減少社会の中では、新たに施設を整備するだけでなく、既存の住宅ストックをどう活用していくのかというところも重要な視点だと思っております。福祉としての町営住宅だけではなく、移住定住の促進あるいは子育て住宅のようなものに民間ストックを活用していったらどうかというお話を今させていただいております。そういった観点で、町営住宅の今後とは切り離した中でそういった検討、それぞれ課がまたがってしまうかと思うのですが、それぞれ、もし検討している分野があるとするならば、その辺をお示ししたいかと思います。

○議長（山本研一）

企画政策課長。

○企画政策課長（大石卓哉）

ただいま御質問いただいた点ですけれども、町長答弁でもありましたとおりワーキングを設置していると。まさに議員おっしゃるとおり、複数課がまたがるというところで検討しているところでございます。公営住宅自体をどうするかという議論もしつつ、公的賃貸住宅というものには直接整備した公営住宅のほかに借り上げ型ですとか、そのほかにも特定優良賃貸住宅ですとか特定公共賃貸住宅、広くはセーフティーネット住宅ですとか様々なものがありますので、特に何かを排除することなく議論の俎上にのせて検討していくということでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

様々な可能性も含めた中で検討されているということで、そこはひとまず安心をいたしました。

次の質問に入らせていただきますが、町長の考え、方向性について、大きなところで伺いたいのですが、今現在、庁内ワーキンググループで検討されているというところで、まだ、その検討中の段階で町長が大きく方針を打ち出してしまうと、そのワーキンググループの検討に影響を与えてしまうということもあるかと思いますが、町長任期最終年度でもあります。ここである程度の方向性を示していただく必要もあるのではないかと思います、この先の質問をさせていただきます。

先ほど当初答弁からワーキンググループでの検討について答弁いただいておりますが、私も十分な検討がそこでは行われていると思っております。ただ、全く方針が現在、町民の皆さんにも示されていない中で、町営住宅3団地のうち、もう1団地は既に解体され、残る2団地も新規募集停止となっている状況にあります。また、町長は任期最終年度を迎えています。私自身、そろそろ検討の段階から方向性を示す段階に入るべきではないかと考えております。

そこで伺います。ワーキンググループの検討状況ではなく、町長御自身として今後の住宅政策をどのような方向に進めたいと考えているのか、移住定住促進の観点や子育て世代へのアプローチなども含めて、現時点でのお考えがあればお示しくだ

さい。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

本当は、すばっとお答えできればいいのですけれども、非常に難しい御質問で。と申しますのは、ゆえにワーキンググループというところに、今後の結論というものを出すために組織しているという経緯もあります。とはいえ、今年度、改めて5個のワーキンググループ、石田議員からの御質問にもあって、日曜日にもこういったお話になろうかと思うのですけれども、今年度5個のワーキンググループを改めて設置し、その進捗に著しくこだわっていくという宣言の下、今、鋭意開催しているわけですが。

その1つに町営住宅の今後の在り方というテーマが1つ選ばれておるということが示すとおり、非常に重要な課題であるという認識は、まずもって強く持っております。その結論については、まさにワーキンググループで参加している者の中で出していきたいと。もちろん私の中では自分の考えはあります。ただ、それが最善の選択か、正しい答えかということかも正直分かりませんので、ゆえにワーキンググループでもって真剣に議論し、結論を出していきたいということとしております。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

先ほども申し上げたとおり、今の時点で町長が明確な方針を出してしまうことは、ワーキンググループの検討に影響を与えてしまうことだとも思っております。また、私自身、ワーキンググループでの検討そのものを否定する考えは全くありません。ただ、既に解体された団地があり、募集も停止となっておる状況であります。現在お住まいの皆様の居住の安定を守ることを前提に、町長が現時点で描いている将来像を伺いたいと思って質問をしております。

住宅施策として公営住宅を中心に維持していくのか、あるいは民間住宅の活用を拡大していく考えなのか、今後、双方織り交ぜた形でハイブリッド型で進めていくのか、現時点で最も可能性のある方向性、町長がどのように考えておられるのかを伺いたいと思うのですが、そこは今後の団地の在り方と住宅政策の在り方、ちょっと切り離した中で町長のお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

同様に非常に難しい質問です。なぜならば、私のここでの発言が様々な思惑、憶測を呼ぶことによって、例えば、現在お住まいの方々に対して、あらぬ御不安や混乱を来してしまつては、これはよろしくないので、全て含めてワーキンググループ

で検討させていただいているというお答えで済まさせていただければありがたいと思います。

あと、私がかねがね申し上げているとおり、様々な形の、官民連携であるとか、それは、ほかでもない最小のコストで最大の効果、もしくは1つの事業で複数の課題解決という目的に資する仕事の仕方というか、事業の在り方ということは、これに限らず全てにおいてとても重視しているということは今もって変わっていないです。ただ、繰り返しですけれども、本件につきましては現在、定期的に開催しているワーキンググループで検討し、結論を出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

ただいまの御答弁の中では、現在お住まいの皆さんにあらぬ不安を抱かせてしまうこともあるというお話でしたが、現在、検討が長い期間されていて方針がなかなか出されないということに関しても、逆に、そこは不安を感じられる要素ではないのかと思う部分もあります。私は今回、町営住宅をなくすべきという議論をしていませんし、現在お住まいの皆さんの居住の安定をしっかりと確保していくというところは大前提としてお話をさせていただいております。

その上で、住宅政策は単なる施設管理や福祉施策ではなく、人口戦略というものも含まれていると思っております。地域づくりの政策でもあると考えております。特に、中部地域は、これまで町営住宅が配置されてきた地域であり、今後の住宅施策は地域の将来像にも大きく関わるものと、私自身はそうように考えております。だからこそ、私は検討を続けることではなく、町長の任期最終年度に当たり、今後の住宅施策の方向性について町民へのメッセージを示していただきたいなという思いがあり、今回の質問をさせていただきました。

そういった部分で、これが最後の質問となります。もし、町長が今お考えになる町民へ向けての住宅施策についてのメッセージがあれば、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

現時点で申し上げられるとすれば、今回の国勢調査でも開成町はありがたいことに人口増加というものを果たすことができました。関東地方の町としては5つだけ、県内市町村では7市町村だけという恵まれた環境にあります。そこにあぐらをかくことなく、引き続き開成町の持続可能性が高まり、町民の皆様の幸福感が高まり、たゆまぬ発展につなげられるように一生懸命努めていきます。その中で、先ほども申し上げましたけれども、子育て世代を中心に開成町が選ばれる町であるように、住宅施策というものも、それに沿った形で展開していきたいと思っております。

よって、そういったターゲットも絞った、もしくは意識した住宅施策を展開していく中に今回の公営住宅の老朽化という問題があると。もちろん一部、表裏一体ではあるのですけれども、別といえば別なので、そのような移住定住施策ということは、まず積極的に展開していきます。そこに、これはタイミングとして重なっている公営住宅の老朽化問題というものにもしっかりと取り組んでいくという決意表明というか、改めてですけれども、方針は、しっかり取り組んでいくということはお約束します。

現時点でお話しできるとすれば、そんなところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4 番、井上議員。

○4 番（井上慎司）

トップダウンではなく、ワーキンググループを設置して、そこでしっかりと検討を進めていく姿勢に対しては大変評価をしております。ワーキンググループの中で明確な方向性が分かった時点で、町長の1つの考えとして広く町民に発信していただきたいと思います。これにて私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（山本研一）

これで井上議員の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を10時15分とします。

午前10時00分

○議長（山本研一）

再開します。

午前10時15分

○議長（山本研一）

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

ファイル名01、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを御覧ください。

提案理由。人権擁護委員のうち1人の任期が令和8年6月30日をもって満了になるため、その後任者として引き続き同人を法務大臣へ推薦したいので、議会の意見を求めます。

なお、今回推薦したい辻村進さんは、平成20年から6期18年にわたりまして人権擁護委員として人権啓発活動や相談活動等に従事されています。現在では西湘二宮人権擁護委員協議会の会長として法務局との連絡調整役を担うなど、組織の運

営にも携わっておられます。また、自治会長をはじめとする自治会役員や消防団員等を務められるなど地域にも貢献されており、人格、識見とも高く、人権擁護に対し理解があり再任が適任と考え提案するものです。任期は令和11年6月30日までの3年間です。

参考までに略歴を添付しておりますので、御参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

これまででも6期18年という長きにわたり、地域の人権啓発や相談業務に真摯に取り組んでこられた辻村進様の多大なる御尽力に、改めて心から敬意を表します。既に国からも表彰され、また令和6年には開成町において一般表彰もされている、地域において欠かせない人材です。それでもなお7期目と続く推薦とのことで、御本人の使命感と御意思が反映されてのことなのか、推薦に至る経緯について伺います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

任期の満了に当たりまして、御本人の継続更新について私どもで意思確認を行ってございます。人物的には申し分ない方でございますし、御本人といたしましても引き続き意欲的に取り組んでいただけるという意思を確認しておりますので、全く問題ないと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

御年齢を考えれば大変精力的に、これまでの長きにわたる経験を生かして、これからの取り組んでいただけたらと思いますが、これまで培われた経験をいかに生かし地域住民に還元していただくか、そのための行政側のバックアップ体制は、辻村様が、また7期目という任期を迎えるに当たり十分かどうか、伺います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

バックアップ体制ということでございますが、そもそも国から委嘱されていると

いうこともございますが、町の中では人権擁護を進めるという観点の中で委員さんと常に連携しながら、ミーティングをしながら、要望や、できることを支援しているといった状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって推薦者を適任と認めることに決定しました。

日程第5 議案第31号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等の公務災害に係る葬祭補償額を改正したいので、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、ファイルナンバー02、議案第31号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについてをお開きください。

初めに、今回の条例改正の背景について御説明させていただきます。今回の改正は、最近における社会経済情勢に鑑み、消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の額の改定を行う必要があることから、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、2ページ目を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

今回の改正につきましては、条例第 18 条の葬祭補償の額を改正前の 31 万 5,000 円から 33 万円に改めるものでございます。

附則でございます。第 1 項では、この条例は公布の日から施行する旨を定めるものでございます。第 2 項及び第 3 項では、支給すべき事由の生じた葬祭補償について、経過措置として定めるものでございます。

簡単ですが、説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第 31 号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは大丈夫ですね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 6 議案第 32 号 開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。出入国管理及び難民認定法、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の一部改正に伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用開始等に対応するための所要の改正をしたいので、開成町印鑑条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは、開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて、説明させていただきます。ファイル番号は03、議案第32号 開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてをお開きください。

まず、改正の内容を申し上げます。出入国管理及び難民認定法、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱する者等の出入国管理に関する特例法等の一部改正により、個人番号カードの機能が付加された特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付が開始されることとなりました。これによりコンビニエンスストア等において個人番号カード利用者証明書が記録された特定在留カード及び特定特別永住者証明書を用いて印鑑登録証明書の交付申請ができるようになることから、従来の個人番号カード等に加え特定在留カード等でも取得できるよう所要の改正をするものでございます。

また、電気通信事業法の一部改正に伴い引用する条項に移動が生じたこと、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、印鑑の登録申請について、漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に係る氏名の取扱いが明記されたことから、併せて所要の改正をするものでございます。

1 ページ、おめくりください。

それでは、議案を御覧ください。

開成町印鑑条例の一部を改正する条例。

開成町印鑑条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正箇所を御説明します。

第4条は登録印鑑の不受理でございます。第2項の下線部になります。印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、印鑑の登録申請について、非漢字圏の外国人住民の中に、漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含むとの定義が盛り込まれましたので、この文言を明記するものでございます。なお、この改正によって従前の外国人住民の印鑑登録における取扱いについては、実質的な変更はございません。

続きまして、第11条、印鑑登録証明書の交付申請でございます。第2項、ページは3ページ、中段の下線部分になります。多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請の方法を追加するものでございます。コンビニエンスストア等において、個人番号カード利用者証明書が記録された特定在留カード及び特定永住者証明書を用いて印鑑登録証明書の交付申請ができるよう、交付申請の方法に特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するものでございます。

同じく第2項、下段の下線部になります。電気通信法の一部改正に伴い、当該号に移動が生じた条項を引用する規定を整備するものでございまして、電気通信法第

12条の2第4項第2号ロを第12条の2第4項第3号のロに改めるものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行します。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第32号 開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第7 議案第33号 開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。町民サービスの利便性向上と業務の効率化に向け、町全体のデジタル化を組織横断的に推進する体制を構築するため、開成町課設置条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（大石卓哉）

それでは、ファイルナンバー04、議案第33号 開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定することについてをお開きください。

まず、条例改正の背景、趣旨等について御説明申し上げます。本町におきましては、第六次開成町総合計画前期基本計画に行政課題に対応できる組織づくりを掲げており、その一環として、複雑化・高度化する行政課題や多様化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応できる機能的な組織体制を構築するため、随時、組織・機構の見直しに取り組むこととしております。この組織体制の見直しの中で、町全体のデジタル化を組織横断的に推進する体制の構築を目的に、デジタル化の推進に関する

事務を総務課から企画政策課に移管するため、開成町課設置条例の一部改正を行うものでございます。

2 ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町課設置条例の一部を改正する条例。

開成町課設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正内容でございます。

課の事務分掌を規定しております第 2 条の改正でございます。企画政策課の項に第 3 号、デジタル化の推進に関する事項を追加し、総務課の項の第 4 号、電子計算処理及び行政のデジタル化に関する事項を削るものでございます。

附則を御覧ください。この条例の施行期日を令和 8 年 7 月 1 日と定めるものでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2 番、吉田議員。

○2 番（吉田敏郎）

2 番、吉田です。

今、こちらの課設置条例のところで説明をいただきました。総務課から企画政策課に移行したということなのですが、これ、総務課で何かあったのか、それとも無理なので、そちらの企画政策課に移行したのか、その辺、もう少しお願いします。

○議長（山本研一）

企画政策課長。

○企画政策課長（大石卓哉）

お答えを申し上げます。

今回の移管でございますが、主な理由としましてはデジタル化のフェーズが変わったと判断をしているというところでございます。令和 2 年に開成町ではデジタルの業務について総務課に移管して、職員の働き方改革、効率化という観点では非常に進められたのかなというふうに捉えておりますが、様々な検証をする中で、まだまだ町民サービスの利便性向上を進めていく必要があるであろうとか、また、新たな技術として AI 等が出てきたものをしっかり活用していこうという中では、総合計画の進行管理をしていたり政策の総合調整を担っている企画政策課がデジタルを担うことが次のフェーズではいいのではないかとということで判断をしたというものでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2 番、吉田議員。

○ 2 番（吉田敏郎）

そういうことでしたら理解をするところですけども、せっかく令和 6 年度にこういう形で総務課に、行政推進班の中でこういうことをしっかりやってきたということもあり、今の説明によって、もっともっとということ、より町民のためにということで理解をしましたがけれども、これからもよろしくお願いします。

○議長（山本研一）

答弁はよろしいですか。

○ 2 番（吉田敏郎）

いいです。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第 33 号 開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 8 議案第 34 号 財産の取得について（令和 8 年度開成町グリーンリサイクルセンター周辺事業用地等取得事業）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。製品プラスチックリサイクル事業用地を取得するため、契約相手方と売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

それでは、ファイルナンバー 05 をお開きください。

議案第 34 号 財産の取得について（令和 8 年度開成町グリーンリサイクルセンター周辺事業用地等取得事業）。

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

1、名称。令和8年度開成町グリーンリサイクルセンター周辺事業用地等取得事業。

2、財産の種類。不動産（土地及びその定着物等）。

（1）土地。地番、足柄上郡開成町金井島字金井新田2317番地12外4筆。面積、1万330平方メートル。

（2）定着物等。ア、接続道路（町道119-2号線）、イ、当該土地に定着する工作物一式、ウ、明治橋。

3、契約の方法。随意契約。

4、契約金額。1億6,941万円。

5、契約の相手方。神奈川県足柄上郡開成町延沢773番地、開成町土地開発公社、理事長、石井護。

令和8年6月19日提出、開成町長、山神裕。

本件につきましては、令和7年7月随時会議にて債務負担行為の設定をし、金額の見通しが立ったことにより、令和8年3月の定例会議にて減額及び償還期間の短縮を行いました。今回は道路の完成により金額が確定したため、開成町土地開発公社と本契約を締結するものになります。

2ページ目を御覧ください。参考資料としまして、購入する土地の情報の詳細と定着物等の内容、売買代金の支払い方法について記載してあります。

3ページ目をお開きください。所有権の移転時期としましては、売買代金完済のときに、契約の相手方は土地及び定着物等の目的物を町に引き渡すとともに、所有権移転登記に必要な書類を町に交付するものです。

4ページ目には位置図を、5ページ目には購入した土地及び定着物等を色塗りして表してございます。御参考に御確認いただければと思います。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。

これまでいろいろな流れがあって、議会も関係してきておりますけれども、ここで本契約ということで、ちょっと高額な金額なので確認をさせていただきたいと思います。プラスチックリサイクル事業ということですが、この辺はどのような事業というか、もので、運営はどのような運営を考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

製品プラスチックといいまして、今、開成町が集めているプラスチックと呼ばれるものは包装系、軟らかいものです。そうではなくて、シャープペンシルとかの硬いプラスチック部分、こちらのリサイクルを進めていく事業でございます。

また、本事業につきましては、既に協定が結ばれておりますグリーンリサイクルセンターの協賛企業でありますあしがら環境保全株式会社と協定は結んで、そちらと事業の調整をしているといったところになります。

以上です。

○議長（山本研一）

9 番、佐々木議員。

○9 番（佐々木 昇）

町として、この1億7,000万円近くの金額を投資的という考え方をした中で、今後、町にどのような利点といいますかメリットというのがあるのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

利点としましては、これは一応賃貸借を考えてございまして、当然、貸出しをして民間事業者が事業を行っていくというのが1つと、あと、今現在、広域でごみ処理、可燃物のほうを進めてございしますが、その補助の条件にもなっておりますので、こういう施設を設置するといったところが条件になっているといったところで、補助金の確保のためにもといったところになります。

以上です。

○議長（山本研一）

9 番、佐々木議員。

○9 番（佐々木 昇）

ありがとうございます。先ほども言いました投資的に考えた中で、元を取るといいますか、その辺は、どのような計画の中で。何年後に1億7,000万程度のお金がチャラになるというか、元が取れるというか、その辺の考え方、どのような計画でいるのか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まだ正式な、どれだけの土地を使うかとかというのは、今は設計段階でして、全てをお借りしていただければというような設定の下では三十数年かかるのかなとい

った見積りもあります。ただ、まだ正式に面積と金額が確定してございませんので、まだ、しっかりとした数字は出てございません。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第 34 号 財産の取得について（令和 8 年度開成町グリーンリサイクルセンター周辺事業用地等取得事業）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 9 議案第 35 号 財産の取得について（令和 8 年度開成町立学校校務・教務一元化端末等整備事業）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。開成町立幼小中学校における教育 D X を推進するための備品を取得するため、物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

ファイルナンバー 06 になります。議案第 35 号 財産の取得について（令和 8 年度開成町立学校校務・教務一元化端末等整備事業）。

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

- 1、名称。令和 8 年度開成町立学校校務・教務一元化端末等整備事業。
- 2、財産の種類。動産（物品）。
- 3、数量。校務・教務一元化端末、134 台等。
- 4、契約の方法。随意契約。

5、契約金額。一金1億416万3,400円。うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額、946万9,400円。

6、契約の相手方。神奈川県相模原市中央区相模原4-8-19、株式会社JMC、部長、市川峻。

7、納入期限。令和9年3月31日。

令和8年6月19日提出、開成町長、山神裕。

こちらの本業務につきましては、文部科学省策定の「教育情報セキュリティーポリシーに関するガイドライン」及び「GIGAスクール構想下でのDXについて」に基づきまして、クラウドサービスの活用を前提としたICT環境を構築するものとなります。

文部科学省では、教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化、これを目指すことを目的といたしまして、次世代の校務DXの実現を目指すとしております。開成町におきましても、クラウド上での校務実施を前提といたしまして、ロケーションフリーやデータの利活用、データ連携等を通じまして教職員の負担軽減、コミュニケーションの迅速化など働き方改革の推進、また、校務系データと学習系データの円滑な連携を通じまして、きめ細かな学習指導などの教育活動の高度化、また、大規模災害発生時や感染症流行時等の非常時に、データの損失やデータにアクセスできない事態の発生防止などの実現に資する新たな校務の在り方等を実現いたしまして、よりよい開成町の教育環境を整備してまいるものとなっております。

次ページ、参考資料、令和8年度開成町立学校校務・教務一元化端末等整備事業状況調書を御覧ください。

1、事業名。令和8年度開成町立学校校務・教務一元化端末等整備事業。

2、入札等方法。随意契約。

3、入札参加者及び入札金額。予定価格（消費税抜き）9,469万4,000円、予定価格（消費税込み）1億416万3,400円。業者名、株式会社JMC。第1回入札金額（消費税抜き）9,469万4,000円。

4、購入備品一覧につきましては、品名、数量、単位等におきまして記載のとおりとなります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

今回、DXを、このように小学校のみとかではなくて幼小中一括でそろえるということについて、一括で購入するということのメリットは金額面や政策面でもあるのかどうか、どのようなものがあるか伺います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えいたします。

今御指摘のとおり、金額面、あと、また施策の内容面等、共に両方ともメリットがあると考えてございます。幼小中と一括でD Xの整備をするということにおいて、教育の一貫性等の担保ができますし、また、教職員間の情報共有、情報連携等がさらに進んでいくものと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

開成町は、小さな町の中で幼小中の連携が進んでいると思います。そのようなことを目指しているという教育長のお言葉もありましたが、連携について、今回のD X購入については、どのように資するとお考えになられるか伺います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えいたします。

今お話がございましたとおり、これまでも幼小中、高校も含めてということに開成町の特徴としては、なろうかと思えますけど、そのような幼稚園・学校間の連携というものは従来、かなりアナログの部分でもデジタルの部分でも進めてきているということがございますので、そういうものをきちんと継承しながら新たなD X整備というものをすることで、さらなる効果、教育の高度化というものを目指していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

では、施設を飛び出してというか、データが教職員間の間でも連携が可能になるということですが、定期的なチェック、やはりセキュリティー状況についてなど、そのようなところは今後、一括で定期的にされていくなど、そのようなところまで進められているのか伺います。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

では、ただいまの質問についてお答えいたします。

先ほど担当課長から話がありましたように、この事業は文部科学省のガイドラインにのっとって行っているものでございますし、あと、県内の近隣の市町村におき

ましても既に、これは実績として行われている中で、セキュリティーの担保というものが、ほかの自治体でもきちんとされている中で本町での今回の導入となりますので、その辺のセキュリティーに関しまして、ほかの自治体と同様、チェックをしながらの運用になるかと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

9 番、佐々木議員。

○9 番（佐々木 昇）

9 番、佐々木昇です。

今回、財産の取得という議案でございますけれども、この議案が認められた後、実用化に向けて、どのような流れで考えられているのか。いつ頃の実現に向けて動いていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

こちらの導入の設定等につきましては、年内12月末をめどに完了したいと考えてございまして、年明けから、基本的には本格導入は令和9年の4月からと考えてございますが、先ほど申し上げたとおり年末には導入の完了を予定しておりますので、1月、2月、3月と教職員への研修ですとか使用方法の説明等を経て、できれば令和9年度の本格導入に向けた試行等も実施してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9 番、佐々木議員。

○9 番（佐々木 昇）

そうしますと、納入期限が令和9年3月31日になっているのですが、この辺が、こういう約束をしていると、やはり最悪の場合は3月31日までの納入、そうすると今言われたような工程が崩れていってしまいますけれども、その辺について、町と業者さんとどのようなお話というか、その辺、危惧されるようなところを町はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

御心配の部分はあるのかなと思いますけれども、その辺につきましては、サポートをいただきながら教職員への説明等を行ってまいりたいと考えてございますし、教員に試行的に使う中で不具合ですとか、そういうものが万が一あった場合に、そ

ういうもののサポート体制を万全にしておく部分もございますので、試行については導入の一部ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第35号 財産の取得について（令和8年度開成町立学校校務・教務一元化端末等整備事業）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第10 議案第36号 令和8年度開成町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは、議案第36号 令和8年度開成町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。資料名はファイル名07、議案第36号 令和8年度開成町一般会計補正予算（第1号）の2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入です。14款国庫支出金、2項国庫補助金から20款諸収入、4項雑入まで、補正額の計は3,658万1,000円の増額です。

続いて、資料は3ページを御覧ください。歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費から13款予備費、1項予備費まで、補正額の計は3,658万1,000円の増額です。歳入歳出ともに3,658万1,000円増額し、総額85億6,658万1,000円の予算額とするものです。

続いて、補正予算の詳細説明に移ります。歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。資料は7ページを御覧ください。

2、歳入です。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、12節地方創生交付金、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、3,325万7,000円の増です。こちらは、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生

活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かに実施できるよう設置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費の保護者負担軽減事業及び水道事業会計補助金の財源として充当するものです。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、説明欄、民生（児童）委員活動費補助金、12万4,000円の増額です。詳細は歳出で御説明いたしますが、県補助金を全額充当する民生・児童委員の活動費について、交付基準額の増額見直しの連絡が令和8年4月1日付で神奈川県からあったことによりまして、当該増額分について補正するものでございます。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして、20款諸収入、4項雑入、1目雑入、2節総務費雑入、説明欄、自治総合センターコミュニティ事業助成金の一般コミュニティ分、240万円でございます。歳出側でも御説明させていただきますが、町内自治会に対する備品整備事業に充当するものでございます。

同じく、その下の地域防災組織分、80万円、こちらにつきましては、消防団に対する活動備品整備事業に充当するものでございます。

○企画政策課長（大石卓哉）

続きまして、8ページを御覧ください。3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、8目電算管理費、説明欄、電算システム管理費、146万9,000円の増額でございます。こちらは、業務用パソコンの利用職員数の増加により端末に不足が生じる見込みでございますので、業務用パソコンの増備に要する経費をパソコン購入費として計上するものでございます。

続きまして、説明欄、自治体DX推進事業費、15万9,000円の増額でございます。こちらは、AIの活用を進めるとともにクラウド環境下での業務効率化の検証を行うため、クラウド型グループウェアの試行的導入に要する経費をソフトウェア等使用料として計上するものでございます。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして、11目協働推進費、説明欄、コミュニティ活動強化関係費、250万円でございます。コミュニティ活動の強化を図るため、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業補助金を活用して自治会備品の整備をするものでございます。今年度の助成といたしましては、上島、河原町、中家村、パレットガーデンの4自治会の備品整備事業に充てさせていただきます。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、民生委員・児童委員関係費、補助金といたしまして12万4,000円の増額です。民生・児童委員は地域の見守り活動を担っていただいております。その身分は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の神奈川県の職員としての身分を有し、活動費につ

きまして全額神奈川県から支弁されます。このたび活動費について増額する旨の連絡が神奈川県からあったことを受け、当該経費について増額するものです。

増額の内訳を簡単に御説明いたします。2点ございます。まず1点目でございます。各委員に支給される費用弁償の単価がお一人当たり年額6万200円から6万4,000円に増額。次に2点目でございます。委員全体で構成する協議会の活動費、これは委員の定員を基に算出されるものですが、年額23万6,250円から24万2,865円に、それぞれ増額されるものです。

○環境課長（井上 昇）

続きまして、その下、4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生費、説明欄、電動式生ごみ処理機購入補助金です。こちらは、本年度から実施しております電動式生ごみ処理機の購入補助の増額補正をするものです。50台分を追加補正するものです。

○産業振興課長（加藤康智）

続きまして、6款商工費、1項商工費、3目観光費、18節負担金、補助及び交付金、説明欄、あしがら花火大会運営委員会補助金、150万円でございます。こちらは、ふるさと納税（企業版）で寄附をいただきましたものを、あしがら花火大会運営委員会補助金に充てるものとなります。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

資料は9ページになります。

8款1項消防費、2目非常備消防費、説明欄、消防団等活動推進事業費、83万2,000円でございます。こちらは、歳入で御説明しましたコミュニティ助成事業補助金を活用しまして、消防団員用のゴーグルとヘッドライトを更新するものでございます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、特別支援学級指導計画支援ソフト使用料、54万9,000円の増額でございます。こちらは、特別支援学級や通級指導教室に在籍する児童・生徒数の増加や障害の種類、困難さの多様化等が進む中、校内の支援体制強化が必須であることから、教職員の習熟度や経験年数にかかわらず個別教育支援計画の作成、計画に即した子ども一人一人に適した教材選び、動画を活用した指導の実施などを行うことができる教育支援ソフトウェアを導入するものでございます。支援ソフトウェアの導入によりまして、特別支援学級教育業務の一定水準の担保、また、計画策定等の支援が可能となることによる教職員の時間効率向上等の効果を期待するものでございます。

なお、導入に当たりましては、神奈川県市町村立学校働き方改革加速化補助金を活用させていただきます。

○都市整備課長（高橋清一）

続きまして、11款諸支出金、1項公営企業支出金、1目水道事業支出金、説明欄、水道事業会計補助金、2,605万4,000円の増額です。こちらは、水道

事業会計の水道基本料金の減免措置に対する一般会計からの補助金でございます。

○財務課長（高島大明）

続いて、13款予備費です。今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を189万4,000円増額することにより調整します。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。

8ページになりますでしょうか。生ごみ処理機の150万についてです。当初、3月の段階の予算では10台分の補助ということで、今回は、それが終わったので50台分ということなのですが、もっと野心的でいいのではないのかなという質問をさせていただきたいと思うのですが。私も、これ、補助をいただいて毎日使っているのですけれども、非常にいい取組だと思うのです。そもそもが開成町、そういったものを処理できない町である。だから減容化していこう、少しでも町民の意識を高めていこうという取組です。

その中で、ホームページの中でも、燃えるごみは36%が水分、生ごみだと。そのうち80%が水分だということで、私も毎日使っておりますが、本当に燃えるごみが軽くなったのです。庭にまいて堆肥にすることもありますけれども、実際乾燥して、ぱりぱりの状態になって、毎日ごみ出しするのも非常に軽くなった。非常にいい取組だと思うのです。ですから、もっと、これ野心的に、150万ではなくて100台分ぐらいやってもよかったのではないのかなという思いがあるのですが、その辺りは、どうして50台分なのでしょう。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

武井議員、第1号でありありがとうございます。現在、10台が全てはけたわけではなくて、現在8台の申請が来てございますので、残りの月数と、また、使用されるとき申請される興味がある方が新しくおうちを建てられた方、あと子育て世代の方が比較的そういったものに興味があるというところもございまして、全ての世帯になかなか全て整うかというところ、やはり関心がある方がある程度特定されるのかなといったところもだんだん分かってきてございますので、今回の数字でといったところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○ 5 番（武井正広）

関心があられる方というか、ぜひ、関心を持っていただくような。チャレンジの取組なので、毎月毎月のそういった理解をしていただくような取組をしていただいて、今回は 50 台ということですが、ぜひ補正予算ごとにこれが出てくるようになっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

課としても窓口業務、受けるたびに P R 等は進めてございますので、常に増えるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

6 番、前田議員。

○ 6 番（前田せつよ）

6 番、前田せつよです。

ただいま同僚議員の質問と同じ場所でございます。引き続き、電動式生ごみ処理機購入補助金について質問をさせていただきます。

今、10 台のうち 8 台ということで購入があったというお話でございました。たまたま手続を終えた町民の方お二人からお話を伺いまして、まさしく、おうちを建てたばかりでという方のお話でございました。購入促進に、もっと町は、やっていくのだというお答えがありましたけれども、その視点から質問させていただきます。

特に町が今 P R している部分では、購入されたお一方が言うには、5 月のお知らせ版と 5 月の広報が全くコラボした形でごみ処理機のことを P R されていたと。水分 80 %、「ごみクイズ」とかというところで目を引き、また、お知らせ版については申請等々の手続等が表記されていたと。それを含めて購入に至って、手続の仕方が全て電子申請の中でできないものかと。

お知らせ版を見ると 12 時から 13 時までには窓口は受け付けていないとか、書類を持って、てくてくと役場まで来なければいけないとか、子育て世代でお二人もお勤めをしている関係があって、その辺が電子申請で全て済むような形で事業を推進してはどうかというお話もしたところでございます。この件に関しましての御所見を伺えたらと思います。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

大変貴重な御意見、ありがとうございます。申請書自体、今は手書きで書いていただいておりますが、提出自体については検討したいかなと思ってございます。ただ、

領収書とかも頂くような形にはなってございますが、そういったものはメールで頂いたりとかというのでも取り組んではいますので、全体的に電子申請ができればといったところは検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

6 番、前田議員。

○6 番（前田せつよ）

では、前向きにお願いをいたします。

また、その後、申請を出した後に確認作業を町が行って、その連絡を待つて確認が取れたと。最大3万円の補助をいただけるという御報告をいただけるわけですが、その日付の日数は今どのぐらいのめどで町民の方にお返しできるような状況にあるのか、お答え願います。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

決済自体は、1週間程度のお時間を頂戴するのかなとは思ってございます。ただ、若干、購入者の方の履歴といいますか、納税の関係とか、その辺もちょっと確認はさせていただきますので、おおむね1週間程度といったところになってございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6 番、前田議員。

○6 番（前田せつよ）

6 番、前田せつよです。

先ほど同僚議員も申し上げたように、補助金が3万と。かなり高額で、言い方は失礼でございますけれども、おいしいお話かなと。そしてまたエコであるということでございます。今後、この辺が、お知らせ版が目にとまってというお話で2世帯の町民の方からいろいろお話を受けたわけですけど、今後、町内でどんどんこれが広がっていくと、申請も、いい意味で、町で御対応に繁忙を極めることもあるように喜びの中で望みたいところでございますけれども、やはり1週間というスパンにつきましては、手続をするときに町民の方に何日間ぐらいお待ちいただくというような。待つ身というのは大変なものでございますので、その辺の心を寄せるような形で、この施策を大事に町としても育て上げていただきたいと思いますと思うところでございます。

○議長（山本研一）

答弁はいいですか。

○6 番（前田せつよ）

町長から一言ございますれば、いただきたいと存じます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

ありがとうございます。結論から申し上げますと、始まったばかりで、このような補正を組むことになりまして、政策としては相応に的を射ているのかなとも捉えています。そして、当初、10台というものの自体が若干堅めの現実を直視し過ぎた数字だったということは私も感じていたのですけれども、一方で50台分というのは、年度という意味ではかなり積極的な、武井議員のお言葉を返すようだけれども、これでも結構アグレッシブな数字かなと認識しています。

いずれにしても始めたばかりですので、私自身は、ごみの量の削減、ごみ関連経費の削減に向けて、今年度よりも来年度、次年度よりも、さらに再来年度に強化していかなくはいけないと考えています。なぜならば、令和12年度に予定しています燃えるごみ処理施設の広域化事業が稼働いたしますので。また、さらにその先には不燃と粗大というものの広域化も含めた新たな体制づくりということにも、もう既に作業としては着手しておる段階にありますので、町民の皆様には、ごみというものを改めて見詰め直していただき、資源化であったり、あとは町にかかっている経費というものに対しても、より一層意識を持っていただく中で、町としても、ごみを減らすための取組というものは、本件も含めて一層強化していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

同じページの一番下の6款商工費、あしがら花火大会運営委員会の補助金に150万円を、ふるさと納税分を充当させるということです。こちら、当初予算では、あしがら花火大会と納涼まつりということで250万ほどですけれども、さらに今回150万円を追加して、増額の主な要因、原材料費の高騰ですとか、あるいは花火の打ち上げ数を増やすですとか、何か具体的な使途があれば伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（加藤康智）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年同様、松田の企業さんからの花火に対しての協賛金としていただいたものを、町がふるさと納税として受けたものを、あしがら花火大会実行委員会に出すというところでございます、当初の予算にはないところですけど、協賛金を集めたところの金額になります。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

事前に決まっていたものが、また運営委員に流れたということで理解しました。

こちらは松田町さんとの共同開催ですけれども、では、同様に松田町側でも予算措置、負担増という形が同じような形で行われて、両方の町に負担バランスというのか、不均衡ですとか、そのような生じていないような形であるのかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（加藤康智）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

協賛金をいただける企業が松田町にある企業となっております、そうなりますと、松田町だと普通の協賛金、開成町だとふるさと納税（企業版）を使ったほうが金額的には利点があるということで、開成町にはふるさと納税でいただくという形になっています。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第36号 令和8年度開成町一般会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第11 議案第37号 令和8年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋清一）

それでは、ファイルナンバー08、議案第37号 令和8年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）をお開きください。

最初に概要を御説明いたします。今回の補正につきましては、収益的収入における営業収益及び営業外収益について、次の２点により補正をいたします。

１点目としましては、物価やエネルギーの価格の高騰を受けて、町民の生活や経済活動を支援するため、水道を使用している全ての使用者を対象に、水道料金の基本料金について２期分の基本料金の減免を実施するものでございます。基本料金の減免に当たりまして、さっきの一般会計補正予算にございました基本料金の減免に係る補助金の受入れを行うこと。

２点目としましては、今年３月の定例会議において、お認めをいただきました開成町営水道事業の条例改正により、水道料金を今年の１０月から改定をするということに伴いまして、令和８年度の料金収入で増額が見込まれるところでございますので、その補正を行う、この２点でございます。

それでは、資料につきましては３ページ、３ページをお開きください。

令和８年度開成町水道事業会計補正予算（第１号）実施計画書、収益的収入及び支出の収益的収入の表でございます。

最上段、１款水道事業収益の全体でございます。補正前の額、２億６，１１６万８，０００円、補正額、１，２５２万６，０００円の増額、計２億７，３６９万４，０００円。

中段にございます１項営業収入、１目給水収益のところでございます。補正前の額、２億２３４万８，０００円、補正額、１，３５２万８，０００円の減、計１億８，８８２万円。

最下段にございます２項営業外収益、３目他会計補助金のところでございます。補正前の額、０円、補正額、２，６０５万４，０００円の増、計２，６０５万４，０００円でございます。

続いて、最後の５ページをお開きください。

令和８年度開成町水道事業会計補正予算（第１号）明細書にて詳細を御説明いたします。収益的収入及び支出の収益的収入の表でございます。

表の中段付近でございます。１款水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益、１節水道使用料の説明欄でございます。基本料金の減額では２，６０５万４，０００円の減、そして基本料金の減免件数につきましては１期８，４５９件、２期分では延べ１万６，９１８件の減免を見込んでいるところでございます。

説明欄で、その下にある水道料金改定では１，２５２万６，０００円の増。料金改定の率については平均で１９．２５％でありまして、直近の料金収入の状況を踏まえ算定をいたしました。なお、料金改定については１０月以降の施行ということでございます。新料金による御請求をするのは今年度の５期、そして６期の２期でございます。

最後に、表の最下段になります。２項営業外収益、２目他会計補助金、１節一般会計補助金、説明欄で料金減免補てん分、２，６０５万４，０００円の増。先ほどの基本料金の減免する額について、一般会計から補助金として補填をするものでござ

ざいます。

その他の資料につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

御説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第37号 令和8年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第12 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。
説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

この報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、普通地方公共団体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないとされていますので、今回報告するものです。

それでは、ファイル名09、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についての2ページを御覧ください。繰越計算書になります。

まず、上から順番に表を御覧ください。まず、上から2款総務費、1項総務管理費、事業名、食料品価格高騰対応重点支援給付金関係費、金額、1億3,462万8,000円、翌年度繰越額、1億3,429万8,000円、財源内訳は、未収入特定財源、国県支出金、1億3,429万8,000円です。

続いて、2款総務費、1項総務管理費、事業名、戸籍システム管理費、金額、184万8,000円、翌年度繰越額、184万8,000円、財源内訳は、未収入特定財源、国県支出金、184万8,000円です。

続いて、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、物価高対応子育て応援手当支給関係費、金額、6,743万9,000円、翌年度繰越額、246万4,217円、財源内訳は、未収入特定財源、国県支出金、70万4,217円、一般財源、17

6万円です。

続いて、7款土木費、4項都市計画費、事業名、産業集積促進事業費、金額、1,765万5,000円、翌年度繰越額、181万6,100円、財源内訳は、一般財源、181万6,100円です。

続いて、7款土木費、4項都市計画費、事業名、建築物耐震改修促進事業費、金額、507万1,000円、翌年度繰越額、507万1,000円、財源内訳は、既収入特定財源、205万7,000円、一般財源、301万4,000円です。

以上、5事業による合計金額は2億2,664万1,000円です。翌年度繰越額は1億4,549万7,317円、財源内訳は、既収入特定財源、205万7,000円、未収入特定財源、国県支出金、1億3,685万217円、一般財源、659万100円です。

次に、資料の3ページを御覧ください。駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計について、御説明いたします。

2款事業費、1項土地区画整理事業費、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、金額、6,281万6,000円、翌年度繰越額、3,572万4,700円、財源内訳は、既収入特定財源、3,572万4,700円の1事業です。

以上で報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、以上で報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終了します。

日程第13 報告第3号 繰越計算書の報告についてを議題とします。

説明を担当課長に求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋清一）

それでは、ファイルナンバー10、報告第3号 繰越計算書の報告についてをお開きください。

こちらにつきましては、令和7年度開成町水道事業会計のうち建設改良に係る予算を、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰越しをいたしましたので、同法26条第3項の規定により議会に報告をさせていただくものでございます。

それでは、資料については2ページ、2ページを御覧ください。令和7年度開成町水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

12款資本的支出、2項増設改良費、事業名、配水施設整備工事、予算計上額、3,982万円、1つ飛びまして、翌年度繰越額、3,982万円、一番右側の説

明欄のところでございます。今回の繰り越した理由でございますが、電子部品供給の不安定化、原材料需要の逼迫の影響によりまして機器の部品の一部が不足したということで納入が遅れ、繰越しをいたしましたところでございます。

御説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、以上で報告第3号 繰越計算書の報告についての報告を終了します。

日程第14 報告第4号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、ファイルナンバー11、報告第4号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することに関する専決処分の報告について、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、2ページの専決処分書を御覧ください。町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、令和8年3月31日付で専決処分したものでございます。

この専決処分については、議会3月定例会において開成町国民健康保険税条例の一部改正後に地方税法施行規則が一部改正されたことにより、子ども・子育て支援納付金課税額における所得割額の補正方法の規定の整備により条が繰り下がったため、出産被保険者に係る減額の届出に関する規定に条ずれが生じた箇所について改正したものでございます。

それでは、次のページ、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

開成町条例第15号。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

左側が改正後、右側が改正前の条例でございます。

条例第26条、国民健康保険税の減額。次のページの中段下線部を御覧ください。改正前、第24条の30の5を、改正後、第24条の30の6に改めたものでございます。

附則でございます。この条例の施行期日は、令和8年4月1日でございます。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。

報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第４号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了します。

日程第１５ 報告第５号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは、報告第５号 開成町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分につきまして、御説明させていただきます。ファイルナンバーは１２、報告第５号 専決処分の報告についてになります。

恐れ入りますが、２ページの専決処分書を御覧いただきたいと思います。町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、令和８年３月３１日付で専決処分を行ったものでございます。

まず、専決処分の経緯について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布され、同年４月１日に施行されました。この法律改正に伴い開成町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、町長の専決処分事項に関する条例の規定に基づき改正したものでございます。

次に、条例改正の概要について御説明申し上げます。

地方税法の改正により、軽自動車購入時に燃費性能に応じて課税される軽自動車税環境性能割が令和８年３月３１日をもって廃止となりました。従来、軽自動車税は、軽自動車税環境性能割及び軽自動車税種別割の２種類がありましたが、この改正により軽自動車税環境性能割が廃止され、また軽自動車税種別割が軽自動車税に名称変更されたため、必要な改正を行うものでございます。

さらに、グリーン化特例が適用される車両に対する軽自動車税の軽減税率の適用期間の終了日が従来の令和８年３月３１日から令和１０年３月３１日へ２年間延長されたこと、及び条例で引用する地方税法の条項に移動が生じたため、必要な改正を行うものでございます。

なお、この地方税法の改正に伴い、これを引用している本町の税条例では条項に移動等、いわゆる条項ずれが多数生じておりますが、この部分の御説明は省略させ

ていただきます。

1 ページおめくりください。3 ページになります。開成町税条例の一部を改正する条例でございます。

開成町条例第16号。

開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただいて、右が改正前、左が改正後となります。改正前の条項を基に御説明いたします。

第8条は、名称を種別割から軽自動車税に変更するものでございます。

第27条第1項及び第2項は、軽自動車税の納税義務者等のうち環境性能割に関する規定を削除するものでございます。

第27条第3項は、項を第2項に繰り上げ、名称を種別割から軽自動車税に変更するものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、4 ページになります。

第27条の2第1項から第4項までは、軽自動車税のみなす課税のうち環境性能割に関する規定を削除するものでございます。

次のページ、5 ページになります。

第27条の3から第27条の6までは、環境性能割に関する条項となりますので、これを全て削除するものでございます。

ページは6 ページの下段になります。

第27条の7は項ずれを改め、第27条の3に繰り上げ、名称を種別割から軽自動車税に変更するものでございます。

第28条から第33条までは、名称を種別割から軽自動車税に変更するものでございます。

ページは8 ページの一番下の段になります。

附則になります。第16項から第22項までは環境性能割に関する条項となるため、これを全て削除するものでございます。

ページは10 ページになります。

第23項以降は引用条文の項ずれが生じますので、これを改めるものでございます。

第23項は、項ずれの改めのほか、名称を種別割から軽自動車税に変更するものでございます。

第24項及び第25項は、グリーン化特例の適用期限を2年間延長し、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとするものでございます。

第26項は、グリーン化特例の適用に関し従前の条文を削除するものでございます。

続いて、附則でございます。第1項は施行期日でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項は経過措置でございます。改正後の開成町税条例の規定中、軽自動車税に関する部分は令和8年度以降の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものでございます。この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるものでございます。

御説明は以上でございます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第5号 専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了いたします。

日程第16 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（加藤康智）

それでは、ファイルナンバー13、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をお開きください。

報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

令和8年6月19日提出、開成町長、山神裕。

次ページを御覧ください。専決処分書になります。

専決処分書。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年5月19日、開成町長、山神裕。

町は、交付金の申請漏れで損失を与えた被害への損害賠償を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額。金36万1,600円。

2、損害賠償の相手方。神奈川県小田原市南鴨宮●丁目●番●号、●●●●●。

原因となった事象の概要は、令和7年6月の経営所得安定対策等推進事業「水田活用の直接支払交付金」の申請事務処理において、町職員が耕作者に対して交付申請前のヒアリングを行い、圃場拡大の報告を受けたが、交付申請書に拡大した面積を反映しなかったことで、一部交付金が受け取れずに損失を与えたものです。

この事案に対して、町長の専決処分事項に関する条例第1号、法律上、町の義務

に属する損害賠償の額について、1件50万円以内のものを定めることに基づきまして専決処分を行ったものでございます。

説明は以上となります。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

こちらは令和7年度6月の事案ということで、その後、1年弱かかって、ようやく処理されたということですが、担当課において、どのような再発防止策を講じたのか。デジタル化による入力漏れ防止やチェック体制などの具体的な改善点をお聞きいたします。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（加藤康智）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、こちらの職員の事務手続のミスということで、皆さんに御迷惑をかけたこととおわび申し上げます。

改善策としまして、まず、国に対しての申請が6月末、6月30日という期限になっておりますので、期限前、10日前ならばというところで、申請を取りまとめて、要は期間のゆとりを持って事務を進めるというところと、あと、もう1つ、チェック体制になります。職員1人で、課内でも回覧はしていますが、書類については職員1人のチェックというところを2人、もしくは私も含めてチェックをした中で今年度は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

同様のヒアリング内容と申請書など書類の不一致というミスは、ほかの課の申請事務、たくさんあると思うので起こり得ると思うのですが、今回の教訓を全庁的にどのように共有され再発防止策に生かしているのか、お伺いいたします。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは、私からお答えさせていただきます。

まずは、大変申し訳なかったと思っております。こういう言い方が適切かどうかはあれですが、やはりチェック体制というものの、業務がたくさんありますので、なかなか、その辺のところは難しさがあるかと思えます。

全体としては、まず課長会議ですとか、そういった部分で、基本的には緊張感を持ってというような全体的な注意をさせていただきます。個別的には、基準なり制度のあれがありまして、当然、てんまつ報告書の提出ですとか、改善策の今言われた、それを文書で出させるとか。必要があれば、度合いによっては分限処分なり。もっと最悪の場合は懲戒処分という形で制度がございますけれども、それにのっとってやっているところがございます。いずれにしても、こういうことがないように気を引き締めて業務に当たりたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を終了いたします。

日程第17 報告第7号 開成町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

説明を公社理事長に求めます。

理事長。

○開成町土地開発公社理事長（石井 護）

それでは、報告させていただきます。ファイルナンバー14、報告第7号を御覧ください。

報告第7号 開成町土地開発公社の経営状況について御報告いたします。恐れ入りますが、ファイルページ4ページを御覧ください。令和7年度事業報告書でございます。よろしいでしょうか。

1の公有地取得状況について、先行取得事業については1万330平米を1億5,629万2,000円で取得いたしました。

2の公有地売却状況は、実績がございません。

続きまして、同じく5ページを御覧ください。

3の重要庶務事項から6の職員に関する事項は、記載のとおりでございます。

続いて、決算諸表でございます。

順番が前後しますが、1ページ飛ばして7ページを御覧ください。損益計算書でございます。

（3）の販売費及び一般管理費は、印紙代や振込手数料の経費、9,790円でございます。

（4）の事業外収益は、受取利息、3万9,064円、雑収益はございません。

したがって、経常利益は受取利息から経費を除いた2万9,274円で、当期純利益となります。

1 ページ戻っていただいて、6 ページを御覧ください。

1、貸借対照表でございます。

資産の部。（１）流動資産は現金及び預金と公有用地で、流動資産合計は５億３５０万２７４円でございます。（２）の固定資産はございません。よって、資産合計は同額でございます。

負債の部。（３）の流動負債は１年以内返済予定の長期借入金と前受金で、流動負債合計は２億９，５９０万３，１２５円でございます。（４）の固定負債は長期借入金、１億８，０１２万５，９５５円で、負債合計は４億７，６０２万９，０８０円でございます。

資本の部。（５）の資本金は５００万円で、資本金合計額は同額でございます。（６）の準備金は前期繰越準備金と当期純利益で、準備金合計は２，２４７万１，１９４円で、資本合計は２，７４７万１，１９４円でございます。負債資本合計は５億３５０万２７０円となります。

続いて、８ページを御覧ください。３番、キャッシュフロー計算書と９ページの４、財産目録、並びに１０ページの５、附属明細書は記載のとおりでございます。

続いて、１３ページを御覧ください。令和７年度の収入支出決算説明書になります。

重複する部分の説明は省略させていただきますが、公社が取得した庁舎周辺環境整備用地の町からの買戻しに係る土地売却収入が４，１０９万１，２５０円、土地取得に係るインフラ整備の融資として借入金が１億７，１５１万２，２０５円、令和６年度からの繰越金が１，７８８万３，５７３円、事業外収入３万９，０６４円を合わせまして、収入合計は２億３，０５２万６，０９２円となっております。

続いて支出の部でございます。土地取得に係る事業費が１億５，６２９万２，０００円、印紙代や振込手数料の管理費が９，７９０円、金融機関への借入金償還金が５，７３９万２，５００円、この償還金に対する支払利息が１９万７，１６０円で、支出合計は２億１，３８９万１，４５０円となっております。

収入支出差引額の１，６６３万４，６４２円が令和７年度から令和８年度へ繰り越す額となっております。これの記載については、１２ページ下段に記載がございます。御確認をお願いいたします。

続いて、１５ページを御覧ください。１５ページ、開成町土地開発公社の令和８年度の事業計画、予算等について御説明いたします。

令和８年度において土地取得の予定はございませんが、窓口設定といたしまして、その他の項目に１，０００円を計上してございます。

土地売却については、平成２８年度に先行取得した庁舎北側駐車場用地について、令和８年度中に町による買戻しの売買代金の分割払いでの支払いが終了し、所有権の移転を行う予定であることから、売却計画に当該土地の売却を計上しております。

１６ページを御覧ください。令和８年度開成町土地開発公社予算及び資金計画でございます。

第2条第1項の規定のとおり、収入支出予算の総額を収入支出、4,953万3,000円と定めてございます。なお、収入支出予算については17ページの第1表、収入支出予算、借入金については18ページの第2表、借入金、資金計画については19ページの第3表、資金計画によるものとしてございます。

第1表、収入支出予算でございます。大変恐縮でございますが、これにつきましては最終20ページの令和8年度収入支出予算説明書により御説明いたします。

収入でございます。款、事業収入、項、土地売却収入として3,292万5,000円、これは町が分割払いで買戻しを行うこととなっております。公社が町からの依頼により先行取得した土地の売買代金で、平成28年度に取得した庁舎北側駐車場用地の16回の分割払いの最終回分、令和3年度に取得した公用車駐車場用地の16回の分割払いの2回分、昨年度取得したGRC周辺環境整備用地の19回の分割払いの初回分の売買代金となっております。

款及び項、繰越金、1,660万6,000円、款、事業外収入は項、利息収入及び雑収入、それぞれ窓口設定の1,000円を計上してございます。

次に、支出といたしましては、款、事業費、項、土地取得費に窓口設定の1,000円、款、管理費、項、一般管理費に3,000円、款及び項、借入金償還金に2,235万円、款、事業外支出、項、支払利息に206万2,000円、款及び項、予備費に2,511万7,000円を計上してございます。

詳細等につきましては、説明欄のとおりでございます。

それでは、戻って18ページを御覧ください。第2表、借入金でございます。

公有地等取得管理資金として5億円を限度に記載のとおり金融機関から借入れを行うことができる旨、あらかじめ定めたものでございます。

続いて、19ページを御覧ください。第3表、資金計画でございます。

受入資金、支払資金について記載しておりますが、詳細は第1表、収入支出予算と重複しますので、説明は省略させていただきます。

報告は以上でございます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、以上で報告第7号 開成町土地開発公社の経営状況についての報告を終了いたします。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

明後日の6月21日の日曜議会は、午前9時から11名の議員が一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時58分 散会